

令和3年白老町議会定例11月会議会議録

令和3年11月30日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前10時52分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員会委員長報告
 - 第 3 行政報告について
 - 第 4 議案第 1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第9号）
 - 第 5 議案第 2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
 - 第 6 議案第 3号 白老町教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて
 - 第 7 報告第 1号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更について）
-

○会議に付した事件

- 議案第 1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第9号）
 - 議案第 2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
 - 議案第 3号 白老町教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて
 - 報告第 1号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更について）
-

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君 | 2番 広地紀彰君 |
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大渕紀夫君 |
| 9番 吉谷一孝君 | 10番 小西秀延君 |
| 11番 及川保君 | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君 |
-

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

- | | |
|----------|-----------|
| 9番 吉谷一孝君 | 10番 小西秀延君 |
| 11番 及川保君 | |
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸	田	安	彦	君
副	町	古	俣	博	之	君
副	町	竹	田	敏	雄	君
教	育	安	藤	尚	志	君
総	務	高	尾	利	弘	君
企	画	大	塩	英	男	君
産	業	工	藤	智	寿	君
町	民	久	保	雅	計	君
建	設	舛	田	紀	和	君
健	康	下	河	勇	生	君
子	育	渡	邊	博	子	君
学	校	鈴	木	徳	子	君
病	院	村	上	弘	光	君
事	務					
長						

○職務のため出席した事務局職員

事	局	長	本	間	力	君
主		査	八	木	橋	直
			紀			君

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日11月30日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会11月会議を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、9番、吉谷一孝議員、10番、小西秀延議員、11番、及川保議員を指名いたします。よろしく願います。

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での、本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和3年白老町議会定例会は、明年1月5日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により休会中にもかかわらず議事の都合により11月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、令和3年定例会11月会議の運営の件であります。

町長の提案に係るものとして令和3年度一般会計補正予算1件、訴訟の和解及び損害賠償額1件、人事の選任同意1件、専決処分の報告1件の合わせて議案4件であります。

戸田町長及び関係課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

これらのことから11月会議の再開は本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（松田謙吾君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和3年白老町議会定例会11月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの追加接種についてであります。

本町における11月14日現在のワクチン接種率につきましては、対象者数1万5,473人に対して、1回目の接種を終了した方は、1万3,688人となり、接種率は88.5%、2回目の接種を終了した方は、1万3,546人となり、接種率は87.5%となっております。

現在、国内における感染状況からも、新型コロナウイルスワクチンの感染予防効果が確認されておりますが、一方では、時間の経過に伴い、徐々にその効果が低下していくことが示唆されていることから、国においては、追加接種を行う必要があると判断し、各自治体に対して、追加接種の体制確保を図るよう、先般、説明会が開催されたところであります。

追加接種の対象となる方は、対象年齢が18歳以上であって、2回目接種から概ね8か月を経過した方とされたことから、本町においては、年明け1月より医療従事者の方から追加接種を開始する準備を進めており、今年度における接種体制の確保に必要な経費を、本定例会に補正予算として上程しておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本11月会議には、議案3件、報告1件の提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） 行政報告はこれで終わります。

◎議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第9号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第9号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案第1号でございます。議1-1をお開きください。

令和3年度白老町一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度白老町の一般会計補正予算（第9号）次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億893万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれを111億1380万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月30日提出。白老町長。

2ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」の1歳入、3ページの2歳出につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略をさせていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の2の歳出から説明させていただきますので6ページ、7ページをお開きください。3款民生費、2項2目児童措置費、(1)子育て世帯臨時特別給付金事業7,611万3,000円の新規計上でございます。国のコロナ回復、新時代開拓のための経済対策において、子育て世帯の生活を支援するため、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子供たちに臨時特別の一時金を支給することとなりました。このことから、対象世帯に対し、子供一人当たり5万円の現金を速やかに支給するものでございます。予算の内容でございますが、職員手当等は職員の時間外手当48万2,000円、需要費の消耗品費13万8,000円は周知用チラシの上質紙代として、役務費49万3,000円は通信運搬費として郵送料17万9,000円、給付金の口座振替手数料として31万4,000円を計上するもので、事務費の合計で111万3,000円となります。

次に子育て世帯臨時特別給付金であります。対象者は令和3年9月分の児童手当対象となる児童、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれで養育されている高校生、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に出生した児童を1,500人と見込み、7,500万円を計上するものでございます。財源は全額、国の子育て世帯臨時特別給付金を充当するものでございます。

続きまして、4款環境衛生費、1項3予防費、(1)新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2,975万1,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種業務については、3回目の接種が必要となったことから、会計年度任用職員の12月から3月分の給料などのほか、ワクチン接種業務に必要な経費を計上するものでございます。財源は国庫支出金の新型コロナウイルス接種体制確保補助金2,765万3,000円、諸収入209万8,000円を充当するものでございます。続きまして、(2)新型コロナウイルスワクチン接種事業280万8,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業同様、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種業務のため、12月から3月分の医療従事者に対するワクチン接種委託料を計上するものでございます。財源は全額、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を充当いたします。

続きまして、9ページをお開きください。9款消防費、1項4目災害対策費、(1)防災行政無線(同報系)施設管理経費26万6,000円の増額補正です。9月12日に虎杖浜地区における落雷により、防災行政無線個別受信器及びアンテナが故障したことから、取替え工事に要する経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。4ページ、5ページにお戻りください。中段になります。21款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金26万6,000円の計上でございます。歳出総額に対する歳入不足として計上するものでございます。これにより、繰越金の留保額は2億481万7,000円となります。

続きまして、22款諸収入、5項5目雑入、コールセンター運營業務委託返還金209万8,000円の計上でございます。新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務を委託していたJ P ツーウェイコンタクト株式会社がコールセンターの電話相談業務において、入電件数を過小に応答件数を過大にすることにより多くの業務を支障なく遂行しているように見せかけた虚偽の報告をしていることが発覚いたしました。この件を踏まえまして、J P ツーウェイコンタクト株式会社より契約金額の一部を返還したい申し出があったことから、本町におきまして返還金を受領するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 7ページでコロナウイルス関係で、町民の関係の部分について伺っておきたいと思いますし、町民からも声がありますので、お聞きしたいと思います。1つは、子育て世帯臨時給付金事業、これは国の政策でしたけれども、これに関連して先の10月議会の補正予算第8号で5事業、7,700万円ほどの地方創生臨時交付金の事業をしました。これは私たちからすれば、こんなにお金があったのかと思ったのですけれども。現時点で臨時交付金の留保額はいくらあって、これから12月会議も近づきますけれども今後、町として独自のコロナ対策事業は見込まれているのかどうかということです。もう1点は、新型コロナウイルスワクチン3回目、町長から行政報告がありました。内容は十分、承知したのですけれども。ただ、今、町長からも行政報告があった2回目の接種率が87.5%、逆に2割ほどの方が健康上の理由で接種できないと思うのです。先般、新聞報道で北海道でPCR検査をするという報道があったのです。具体的にPCR検査を白老町において、どういう形で実施されて、いつから始まって、いつで終了するのか。ということは健康上の問題もあって、こういう方々は行動範囲も狭まるのです。これから年末もかかって行動範囲も広がってきます。そういう検査を無料で受ければ動けるとは思いますけれども。PCR検査等の無料化について、町としては今後、どのような具体的な体制で臨まれるのか聞いておきます。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 前田議員より、コロナの臨時交付金のご質問でございました。ご指摘のとおり、10月の第8号補正でコロナの対策の追加事業といたしまして5事業、7,761万4,000円を補正予算を計上させていただきました。今の留保額ということでのご質問でしたが、10月補正のときに財政調整基金を繰入1,500万円させていただきました。そういった関係から現在、コロナの交付金の残額はゼロという状況になっております。ただ、これまでいろいろと今年度もコロナの臨時交付金の事業ということでやらせていただきまして、その不要額というのを内部的に調査をかけておりまして、その不要額が出てくる状況になっているところでございます。ですから、財政調整基金の1,500万円の部分をきちんと不要額で繰戻しをするという中身も含めて、その辺は財政上の整理はしていかなければなりませんので今、こちらで押さえている数字としましては2,200万円くらい、執行残として出てくるのではなかろうかというところでございます。仮に2,200万円から財政調整基金に繰戻しをするとなると実質的には700万円の残ということになっていくという予定でございます。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） PCR検査の関係でございます。現在、PCR検査費用は発熱の状況や濃厚接触など保健所などが必要と判断した場合には無料ですが、自主的な検査につきましては有料でございます。先般の国の対策本部で都道府県による検査無料化の取組につきましては、支援を行うことが定められたところであります。正式な通知はまだきておりませんが、情報を総合しますと、都道府県の需要として健康上の理由などにより、ワクチンを打てない人などを対象にPCR

R検査や抗原抗体検査を無料で実施する方向でいくものと捉えております。11月26日で補正予算の閣議決定がされております。今後、国の支援で決定された中で正式な通知があるものと思っております。この制度が構築された場合には、町民に対して速やかに周知をしていく考えでおります。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 交付金の部分については理解しました。PCR検査がよく分からないのですけれども。私が聞いているのは北海道から通知が来て、白老町がどういう形で無料検査をするということが来ているのかどうか。日程は分からないという言い方ですけれども。年明けになるのか、あるいは住民が実施事業者が誰なのか、都道府県がどういう形でどうなのかということ、まだ見えていないということですか。今言った、年末に向けて行動範囲も広がってくるし、今の答弁では分からないというのであれば、逆に町がその隙間を埋める政策も手を打つということも大事だと思うのです。私はそこを聞いているのです。町がどこかの会場を持って、PCR検査の会場を提供するのか、あるいは病院とか第3機関がやってくれるのか、そういう部分というのが現時点でも整理されていないということですか。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） PCR検査につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、国で無償化の方向で進めているところです。情報的には無料化につきましては、来年の3月までに無償化を進めるという話は聞いています。これは、正式に来ている状況ではございません。近々に来た段階で町民の皆様にも周知した中で進めようと考えています。町におきましては、まずは国の制度をした中で次の段階で進めなければならないと考えています。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） よく分からないのです。副町長に聞くのですけれども。先般の新聞報道の北海道知事は11月の道内の確認されたコロナのウイルス感染者のうち3割弱がワクチンの2回接種済みだと言っているのです。2回打っても3割弱はかかるという、昨日からの報道関係を見ればオミクロン株があって、今日の新聞報道ではあまりワクチンの効果がないかもしれないという言い方をされています。そうすると打った方も非常に不安です。そうするために、ワクチンを受けた人も、あるいはワクチンを接種できない人がたも、何回も言うようですけれども、少しでも旅行に行く、あるいは里帰りする、来る人もいる、そういう行動範囲が広がる、白老町として北海道とか国の姿勢を待つのではなくて無料ですから、おいおい国でも交付金は出ると思いますがけれども。そういう形で町として地元で検査できる利便性、スピード感を持って、それを確保して、国や北海道がいつから始めるというのではなく、後ろは決まっているのです。始まる期間が決まっていないのです。そういう部分で隙間を埋めるためにも、地方が積極的にPCR検査をしますという政策を打つと、白老町はスピード感があるという感じもあると思うのです。その辺を思い切って先駆けて、他の市町村と横並びも必要かもしれませんけれども。町民が少しでも行動範囲を広げるためにも、安全のためにも、町が隙間を埋めるのだと、そういう精力的なものを打つという前向きな施策は考えられませんか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今、議員から提案も含めて、ご指摘も含めてありましたけれども。確か

に町民の皆様方の安全、安心を確保することからいけば、1つの大きな対策だと考えております。ですから今は、課長からご答弁させていただいた国、北海道も未接種の部分の人たち、どうしても自分の健康面で受けられない方が町内でもいらっしゃるし、国全体としてもいらっしゃいます。そここのところの対策は動向をしっかりと見ながら、対策を取っていきたいと考えております。それで取れると思って判断をしているところです。そここのところが、しっかりとしたものが出てこないということになれば、町としてもコロナ対策の1つとして、ワクチン接種できない人たちの対策はしなければならぬだろうということは押さえております。全体的に新たな変異株、オミクロンの状況も出てきて非常にまた年末に向けての不安感というのが出てきている状況があります。ただ、なかなか今の私たちの情報の中では、その辺のところのどういう状況になるのかということはまだまだ国も含めて押さえきれていない部分もあるわけです。そここのところは、しっかりと見ながら3回目接種の時期を、1月くらいから実際的には順番に医療従事者から組んでいく、個別接種のみならず、集団接種も含めていかなければ、流れがよくなっていかぬだろうということでそういう組み方はしているところでございます。少しでも早く3回目の接種、コロナワクチンの効き目が今度の新しい変異株にどのくらいあるのか分からないけれども今、非常に大きな原因が下がっている要因になっている予防接種の在り方についても、状況も押さえながら進めていきたいと考えております。議員からあったことについては十分受けとめて、町としても考えていかなければいけないところは考えていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 5ページのコールセンター運營業務返還金209万8,000円なのですが、これはコロナのワクチン予約の電話で先ほど返還というお話ありましたけれども、一体、どういうことでそういうことになってしまったのか、もう少し詳しく知りたいと思います。ワクチンの予約電話で町民からいっぱい声が届いていると思いますけれども、5回、10回かけてもなかなか通じなかった、それで健康福祉課にお願いしたら予約できたというお話は頻繁に聞いています。私自身も実際に10回以上電話をかけましたけれどもつながらなくて、結局インターネットでやったわけなのですが、特にその辺をどう思っているのかと思ひまして、また同じところにコールセンターをお願いして大丈夫なのかどうなのか。その辺も町として、どのようにお考えでやっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 先ほどの大塩課長からありましたJ P ツーウェイコンタクト株式会社の虚偽報告で、こちらは9月の議会の中でも補正予算の計上の中でも答弁させていただいておりますが、こちらの虚偽報告のその後についてでございます。改めて内容をお伝えしますと、新型コロナワクチン接種コールセンター業務を担う委託業者でありますJ P ツーウェイコンタクト株式会社は発注元である当町を含め、道内36自治体に対しまして相談電話の対応件数を水増ししていた件でございます。本町におきましては、実際に受けていた件数の約1.4倍で、本来3,247件受けていたところ、4,644件と数値を改ざんして報告されておりました。この件につきましては、コールセンターの業務自体は履行されており、単価契約ではないため件数の水増しによる過大な請求、支払い

はなく、基本的には実害はなかったものと捉えております。しかしながら、委託業者としての信頼を損ねる行為であり、強く再発の防止を求めたところでございます。今回、委託企業側より本件の問題に際しまして、謝罪の意としまして改ざんを報告した期間65日間ですが、日割計算として謝罪金として支払いたい旨の申し出があったところ、受け入れることとしたところであります。この契約につきましては、9月30日で契約が終了しております。3回目の接種につきましては、今回の補正予算を可決いただいた後、速やかに契約相手方を選定し契約を取り交わしたいと考えております。当時、なかなか電話が繋がらなかったことについては、非常に町民の皆様にご迷惑をかけたかと思っております。当時は最初に全対象者に通知をしていたものですから、一斉に電話があったので非常につながらなかったと思っております。3回目の接種につきましては、受けた順番で実際にかかりますのでご案内する通知書で一定数の数がありますので、前回よりは受け入れる体制は取れるものと考えております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 相談の件数の水増しということなのですから、本当に困るのは電話が繋がらないことなのです。仕事を持っている方は特にそうだったと思うのです。電話が繋がらなくて、イライラしながら予約しなければいけなかったと。今回は決められた前回、接種している日程がありますから、それに合わせてさらに打ちたいと思っている人たちにとってコールセンターが繋がらないということは一番、困る話なのです。その辺も今度、契約するに当たりまして、今回の不祥事のことをきちんと考えて、改めて相手先をきちんとくださるところをお願いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議員おっしゃるとおり、電話は必ずつながるとは言い切れませんが、可能な限り対応してまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。先ほど、西田議員からも質問あった件で確認なのですが、JPツーウェイコンタクト株式会社さんについては本町の契約上、指名業者から外れたということの認識でよろしいでしょうか。まず、その1点を確認します。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 相手方の指名形式のご関係でございますので、私からお話をさせていただきます。今回、下河課長からお話あった虚偽の報告があったということは事実なのですが、実際に町として実害があったかという形で捉えますと、実害はなかったという状況を踏まえまして、こちら11月8日に契約等審議委員会を開催しまして、JPツーウェイコンタクト株式会社さんの指名停止処分について、どういう形を取ったらいいかということで審議をさせていただいたところでございます。対象の事由といたしましては、コールセンター業務において日時報告、月時報告に虚偽の報告があったということの中身だったのですが、最終的な審議結果といたしましては、文書注意という形で相手方には文書で注意をしたという内容になっているところであります。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 今回は文書での注意というところではありますが、ほかの自治体が36あるということでした。ほかの自治体も指名停止はしていないということも踏まえた上での判断というところなのでしょうか。私は虚偽をするということは、こういうコロナ禍の状況において行政も非常に忙しい中であって、信義に反しているというところを非常に感じたものですから、その点はいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 今のご質問でございます。ほかの自治体ということで私たちがほかの自治体を参考にしたということはございません。あくまでも私たちがどういう措置を取ったらいいかという考え方ですので、ほかのまちが指名停止だからうちもやろうということではなくて、あくまでもうちにとっての指名停止の基準というものがございますので、そこを基準に照らし合わせて審議委員会の中で検討したという形でございます。1つ、本町における指名停止の基準というのは一体どういったものかということで検討したのですが、過去には法律上の例えば補助金の適正化法に違反したですとか、ほかには車両運送法に抵触したとかという形で法律上、何か問題があった場合について過去に指定停止処分というのをさせていただいたのですけれども。今回は先ほども申しましたとおり、貳又議員おっしゃる道義的などという部分はもちろんございますが法律上、何か抵触したかということではないという結論から、今回は文書注意させていただいたという内容でございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。行政は白老町役場としての対処法は今回は分かりました。ただ、こういった問題は契約等審議委員会における契約のいろいろなルールはある、それは私も承知はしております。こういう中であって、町民の皆さんにお知らせしなければならない部分というのはあると思うのです。そういった中で町民の皆さんの感情的な部分を考えたときに1つは町の契約等審議委員会におけるルールというのは分かるのですけれども、ほかの自治体はどういう対応をしているのかということも少なくても知る権利はあるのかと思いましたので、私はこの質問させていただきました。その点、1点いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今回のJ P ツーウェイコンタクト株式会社の在りようについては、ご指摘ある信義に欠ける、虚偽の部分の対応について、これは厳しく問わなければならないだろうと考えて、今課長からあった契約等審議会の中においても審議をして結論を出したわけでございます。ほかの市町村のことについては、ほかのところをやっていたから、うちもということではなくて、情報は確かにほかの自治体がどういう判断をしているか、そういったことについては情報として押さえながら、それを踏まえるところは踏まえさせてもらいましたけれども、基本的には本町の在りようによって判断をさせていただきました。町民の皆様方には当時、大変ご迷惑をおかけしたということは町としても反省をしているところでございます。混乱があるということで、すぐ町としては町の対策室の中でその処理をコールセンターだけに任せてはおけないということで、町独自の対応を取りまして町民の皆様方に直接、町として受け取って接種に向けての手続きをさせてもらった

りという対応は、かろうじてやってきていたわけです。十分とは言えない部分もあったかとは思いますが、そういう中で今回、J P ツーウェイコンタクト株式会社で自らやったことに対しての自分自身の反省の意味も含めて返還金ということで示してきたわけですので、町としても受け取りを拒否しないで受け取りをした事情でございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第9号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔全員挙手〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議2-1をお開きください。議案第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて。

町営住宅で発生した漏水事故に伴う損害賠償請求事件について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出。白老町長。

1、和解及び損害賠償の相手方並びに損害賠償額。

（1）住所氏名は記載のとおりでございます。損害賠償額128万円となっております。

（2）住所氏名は記載のとおりでございます。損害賠償額20万円でございます。

2、和解の内容。

（1）白老町は、前項（1）に対し、本件解決金として、総額128万円の支払義務があることを認める。

（2）白老町は、前項（1）相手方に対し、前号の金員を令和3年12月28日限り相手方の指定す

る口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は白老町の負担とする。

(3) 白老町は、前項(2)相手方に対し、本件解決金として、20万円の支払い義務があることを認める。

(4) 白老町は、前項(2)相手方に対し、前号の金員を令和3年12月28日限り第2号と同様の方法により支払う。ただし、振込手数料は白老町の負担とする。

(5) 相手方は、いずれもその余の請求を放棄する。

(6) 相手方と白老町は、相手方と白老町との間には、本件に関し、和解条項に定めるもののほか、なんらの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

議2-3をお開きください。説明でございます。

1、事件の概要でございます。

令和2年12月23日深夜、町営住宅竹っこ団地かにつこ棟において、水道管及び自動水抜き栓の経年劣化に伴い、洗濯機に接続していた水道蛇口から約5トンの水が階下に漏れ出し、生活家財道具のほとんどが汚損し廃棄処分に至る被害が発生した。白老町は、事故原因における過失を認め、過去の判例等から算出した損害賠償額に基づき示談交渉を進めていたが、相手型が主張する損害賠償額との相違があったことから示談交渉がまとまらず、相手方及び相手方代理人が白老町に対し損害賠償請求訴訟を提起し、令和3年10月7日付で札幌地方裁判所室蘭支部から和解案が提示されたものであります。

2、和解及び損害賠償額。

本件は、水道管及び自動水抜き栓の経年劣化に伴い発生した事故であることから、札幌地方裁判所室蘭支部からの提示に基づき和解し、損害賠償及び解決金として、合計148万円を支払うことで示談するものでございます。なお、損害賠償額については、全額保険により支払われるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔全員挙手〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（松田謙吾君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

◎議案第3号 白老町教育委員会教育長の選任につき同意を
求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第3号 白老町教育委員会教育長の選任につき同意を求め
ることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 本日、配付の議案第3号です。白老町教育委員会教育長の選任につき同意
を求めることについて。

白老町教育委員会教育長に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和3年11月30日提出。白老町長。

記、住所、白老郡白老町栄町3丁目8番36号。氏名、安藤尚志。生年月日、昭和32年10月11日生
64歳。

議3-2、履歴調書ですが、記載の学歴、職歴、公職歴については朗読を省略いたします。なお、
公職歴中、平成27年12月から今回、提案してございます白老町教育委員会教育長を継続しておりま
す。

議3-3、議案説明です。白老町教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて。

白老町教育委員会教育長に安藤尚志氏を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する
法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、ご審議お願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第3号 白老町教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり決
定することに賛成の方は挙手を願います。

〔全員挙手〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（松田謙吾君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時49分

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎報告第1号 専決処分の報告について

（工事請負契約の金額の変更について）

○議長（松田謙吾君） 日程第7、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 報告第1号になります。報1-1をお開きください。

専決処分の報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出。白老町長。

記、(2)、議会の議決を経た工事請負契約について、当該議決に係る契約金額がその100分の10を超えない範囲（当該金額が500万円を超える場合にあっては、500万円以内）で変更すること。

報1-2をお開きください。専決処分書になります。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年11月1日専決。白老町長。

記。1、工事名、萩野小学校大規模改修（建築主体）I期工事（第2工区）。

2、現請負金額、1億868万円。

3、新請負金額、1億950万5,000円（82万5,000円増）。

4、概要、外壁改修に伴う塗膜除去後において、躯体全面の詳細調査を実施したところ、当初設計見込みよりも外壁モルタル部分のひび割れや剥離・浮きが著しいことから、躯体補修に必要な数量精査を実施し、請負金額を増額変更するものでございます。

本工事につきましては、本年8月27日開会の定例会8月会議において、工事請負契約の締結の議決をいただき実施しているものでございますが、概要説明のとおり82万5,000円の増額に伴う変更契約を締結したものでございます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日12月1日から、明年1月5日までの間は休会となっておりますのでご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前10時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 吉 谷 一 孝

署 名 議 員 小 西 秀 延

署 名 議 員 及 川 保